

平成17年度 杉並区政策評価表

政策名	うるおいのある美しいまちをつくるために				政策番号	3			
政策担当課	都市整備部公園緑地課、まちづくり推進課 環境清掃部環境課				評価表作成課	都市整備部公園緑地課			
政策の概要	政策目標	みどりの保全・創出、環境負荷軽減など多様な施策により、都市と自然環境が調和した美しくうるおいのある街並みを形成するとともに、区民が安全で快適に安心して住みつけられる生活環境を創出する。							
	当面の成果目標	(1)自然環境と調和のとれたまちづくりを推進する。 区内に点在する公園、道路、民有地などの多様なみどりを結び付け、みどりの豊かさが実感できるまちとするため、みどりの基本計画で定めたみどりの39プラン(39の施策)を総合的に推進する。 (2)区民との協働による公園づくりを行う。 H16、柏の宮公園(約4.3ha)の開園、H17、(仮)読書の森公園(約1,780㎡)の開設、H18(仮)天沼公園(約5,300㎡)の開設。 (3)路上禁煙地区を中心に歩喫煙者をなくす。 杉並生活安全及び環境美化に関する条例に基づき指導を徹底する。 (4)区民意向調査における生活環境評価点(街なみの美しさや落ち着き)の向上を図る。							
政策を取り巻く環境等 (の動き、区民意識等)	・平成14年度のみどりの実態調査では緑被率の回復傾向が見られるが、今後、相続や宅地の細分化などによるまとまった私的なみどりの減少が懸念される。一方、生活環境の改善や地域緑化への関心の高まりによってみどりのボランティア活動が広がりつつある。 ・質の高い計画的な維持管理により、安全・安心で快適に利用できる公園管理が求められている。また、生活習慣の多様化により、公園の夜間利用による騒音等への苦情が増加しており、夜間の利用指導、防犯等への要望が多くなっている。 ・平成15年度に行った安全美化条例の全面改正により、路上禁煙地区での歩きタバコや吸い殻のポイ捨ては激減したが、地区の周辺地域では逆に増えたという意見がある。 ・平成16年6月1日に景観緑三法が施行され、景観の意義やその整備・保全の必要性が国政の重要課題として位置づけられ、地方公共団体のこれまでの取組みを法的にバックアップする仕組みが出来た。								
政策コスト	項目	単位	14年度		15年度		16年度		特記事項
	事業費	千円	2,253,200		2,242,505		2,055,199		・15年度から「生活環境の整備」事業の開始及び同事業による環境美化パトロールの委託により、事業費・委託費が大幅増となる。
	(内)委託費	千円	507,821		855,042		759,647		
	職員数 (常勤 非常勤)	人 人	64.35	51.60	67.59	50.70	72.16	47.45	
	人件費	千円	721,128		747,786		793,312		
	総事業費 (+)	千円	2,974,328		2,990,291		2,848,511		
	(財源)国・都等からの支出金	千円	1,420,012		1,274,856		644,876		
政策の総合評価	当面の達成状況	緑被率は、平成14年度に目標の20%を達成し、新たな目標値を平成19年度末25%とした。 平成16年10月柏の宮公園(約4.3ha)を開園した。また、(仮称)読書の森公園は、基本設計・実施設計が終わり、17年度造成工事に着工し、年度末に開園の予定で進んでいる。 区民等との協働による公園管理体制は、花咲かせ隊82団体、すぎなみ公園育て組4団体と着実に増加している。 杉並区のみちを美しいと思っている人の割合は、半数を超えている。また、違反看板等の撤去数は、ボランティア協力員による除去活動等により、前年度比242%と飛躍的な成果をあげた。 安全美化条例の周知を図り、路上喫煙禁止地区での改善状況を区内全域に拡大し、条例の実行性を確保する。 区内事業者や区民が生活している地域を自ら日常的に清掃することができるまで、クリーン運動を通して意識の変革を図る。							
	政策の状況	まちづくり政策の大きな要因である公共施設の整備については、膨大な経費が必要である。コストを削減するためには、まちに住む人々の意識の向上・充実が不可欠であり、これまで以上に区民・事業者・行政の協働が重要である。また、国費や都費を有効に活用し、区費の負担軽減を図る。							

政策を構成する施策

施策番号	相対性	施策名	総事業費および主な指標	単位	14年度	15年度	16年度
12	重点	水辺とみどりの保全創出	総事業費	千円	301,919	273,583	314,179
			緑被率(みどりが占める面積÷区域面積)	%	20		
13	重点	公園づくり	総事業費	千円	2,609,375	2,570,675	2,412,897
			一人当たりの公園緑地面積(都立公園含む)	m ²	1.77	1.76	1.84
14	重点	まちの景観づくり	総事業費	千円	46,707	48,912	58,320
			杉並区のみちを美しいと思う人の割合	%	63.8	62.8	62.8
15		環境美化の推進	総事業費	千円	31,135	95,771	63,115
			クリーン大作戦参加延べ人数	人	11,421	11,464	10,567
			総事業費	千円			
			総事業費	千円			
			総事業費	千円			
			総事業費	千円			
			総事業費	千円			
総事業費計				千円	2,989,136	2,988,941	2,848,511

「相対性」欄では、重点施策は「重点」、費用対効果の高い施策は「効果」、見直し施策は「見直」を選択肢から選ぶ。該当なしの場合は空欄のままとする。

今後の政策目標
の方向と課題

緑被率は目標に達したが、今後の社会情勢の変化により減少することも考えられるので、中長期的視野にたった政策の策定が必要である。また、今後開設・供用する予定の区立公園等公共施設の整備は、政策の中核を担う事業であり、現実性のある計画的な事業の推進を行う。
美しいまちづくりは、ハード面(公共施設の整備や民間施設の景観誘導)とソフト面(まちに住む人々や利用する人々の意識)が両輪となる。施設整備を効率的に進めると共に住む人々や利用する人々の意識を高めるため、これまで以上に区民・事業者・行政の協働を推進していく。

2次評価

総合評価

区立最大規模となる柏の宮公園4.3haが開園されると共に、仮称「読書の森公園」の設計が完了し工事に着手、17年度中には開園の予定である。
うるおいや美しさを感じる大きな要素である「緑」について、杉並区内全域を重点緑化区域及び19年度末緑被率25%を目標とする「みどりの基本計画」を改定した。
電線類の地中化計画については生活道路での実現に向け、関係者による協議が進展した。
花咲かせ隊、公園育て組みによる公園の環境整備、違反広告物除却活動協力員による違反広告物の除去により道路周辺の環境が改善された。また、クリーン作戦は大きな成果をあげているが、この成果を日常的な活動となるような取り組みが課題である。
老朽化した公園施設は時代のニーズにあった施設へ計画的に改修する必要がある。また、区営苗圃については一定の役割は果たしと思われるので、活用策を早急に検討する必要がある。

平成17年度 杉並区政策評価表

政策名	環境に負荷を与えない持続的な成長が可能なまちをつくるために		政策番号	4					
政策担当課	環境清掃部環境課、清掃管理課		評価表作成課	環境清掃部環境課					
政策の概要	政策目標	1 区民が空気のきれいな良好な環境の中で暮らせるようにする。 2 廃棄物が減量され、資源が循環して利用されるようにする。 3 持続可能な地域社会をつくるため、区民、事業者、区が、あらゆる局面で環境に配慮した行動が自然にとれるようにする。							
	当面の成果目標	1 二酸化炭素の排出量について、2010年度までに1990年度比で2%削減する。 2 自動車等から発生する二酸化窒素(NO ₂)の濃度を0.03ppm程度に減少させる。 3 24年度、区民一人あたりのごみ量を現状と比較し40%減少させる。 4 24年度、リサイクル率を43%に高める。							
政策の動きを取り巻く環境等	21世紀は、いかにして持続可能な地球環境を構築していくかが重要な課題である。国レベルでは地球温暖化対策推進法、循環型社会形成推進基本法など次々と環境関連法が整備され、循環型社会への移行を目指した動きが本格的になってきた。また、平成5年に環境基本法が制定され、自治体においても環境基本計画を策定するなどして積極的な環境対策が講じられてきている。今後は、国民一人ひとりが環境についての理解を深めながら環境保全活動に取り組む意欲を高め、環境に配慮することが強く求められている。 ここ数年、3R(リデュース、リユース、リサイクル)をキーワードに「循環型社会形成推進基本法」及びリサイクル関連諸法が順次整備され、持続可能な発展を目標に、国をあげて本格的な活動が行なわれている。この結果、廃棄物最終処分量が減少し、最終処分場の逼迫の緩和などに大きく貢献している。区においても、不燃ごみの減量化・資源化の徹底を図り、「杉並中継所を不要なものにしていくための取組み」の具体化に向けた検討を進めている。								
政策コスト	項目	単位	14年度		15年度		16年度		特記事項
	事業費	千円	5,686,628		5,550,257		5,604,290		
	(内)委託費	千円	846,848		833,196		926,544		
	職員数 (常勤 非常勤)	人 人	349.05	61.00	350.45	59.00	332.23	28.00	
	人件費	千円	3,349,456		3,314,729		3,103,933		
	総事業費 (+)	千円	9,036,084		8,864,986		8,708,223		
	(財源)国・都等からの支出金	千円	10,845		1,995		0		
政策の総合評価	当面の達成状況	1 二酸化炭素の排出量削減に向けては、区民・事業者への啓発に基づく自主的な取組みだけでなく、太陽光発電の補助事業等に取り組んで行くことによって目標の達成を図る。 2 大気汚染測定数値は、ここ数年横ばい状態ではあるが、本格的にディーゼル車規制が実施されことにより、二酸化窒素(NO ₂)濃度の減少が期待できる。 3 資源回収、ペットボトル回収量の増加に伴い、家庭系のごみ量は経年的に減少し続けている。 4 15年度に比し、微増ではあるがリサイクル率が伸びている。また、従来の資源回収品目に加え、廃プラスチックの資源回収を開始したことで、今後は不燃ごみ量の減少が期待できる。							
	政策の状況	総事業費については前年度比0.95%(約5400万円)増加しているが、これは協働推進による委託料が増加(前年度比11.2%増、約9300万円)しているためである。人件費については前年度比 6.3%(約2億800万円)削減している。 総合的には経費の削減を進めながら成果を拡大しており、より効率的な施策推進が出来ているものと評価できる。 今後は、区民にわかりやすい情報提供を行いながら、適切な将来予測を行い施策を進めていく必要がある。							

政策を構成する施策

施策番号	相対性	施策名	総事業費および主な指標	単位	14年度	15年度	16年度
16		環境施策の枠組みづくり	総事業費	千円	100,792	110,111	83,678
			環境博覧会参加率(参加者/区人口)	%	3.09	3.15	3.01
17		ごみの発生抑制及びリサイクルの推進	総事業費	千円	1,424,609	1,227,357	1,288,513
			リサイクル率(資源回収量/区関与排出物量)	%	18.8	19.4	19.7
18		環境配慮行動の推進	総事業費	千円	105,638	163,357	197,212
			マイバッグ等持参率	%	26.2	28.7	31.8
19		公害の防止	総事業費	千円	159,504	169,145	155,800
			大気質測定数値	ppm mg/m3	NO2 0.042 SPM 0.043	NO2 0.040 SPM 0.042	NO2 0.037 SPM 0.037
20		ごみ排出の適正化及び収集サービスの向	総事業費	千円	7,245,541	7,195,016	6,983,020
			区民ひとりあたりのごみ処理年間費用	円	16,721	15,949	15,562
			総事業費	千円			
			総事業費	千円			
			総事業費	千円			
			総事業費	千円			
総事業費計				千円	9,036,084	8,864,986	8,708,223

「相対性」欄では、重点施策は「重点」、費用対効果の高い施策は「効果」、見直し施策は「見直し」を選択肢から選ぶ。該当なしの場合は空欄のままとする。

今後の政策目標

当該政策の方向性としては、国の環境白書にも謳われているとおり「人としくみ」づくりによる新時代を築く環境社会を構築していくものであるが、長期計画において目標値を設定している政策については(二酸化炭素の排出量削減、ごみの半減等)目標値に対する途中の達成状況を数値として確認する必要がある。目標値の達成状況の確認に基づき将来予測実施し、必要であれば新たな施策の実施を検討する。

2次評価

総合評価

京都議定書の発効に伴う地球環境への問題提起は、二十一世紀、人類にとって差し迫った課題である。「今まで通りで、何とかなる」という発想では、この危機は乗り越えられない。そのためには、個々の住民に対して環境問題に対する意識を啓発し、各事務事業に取り組んでいく必要がある。

容り法によるリサイクルは1997年4月に始まり、市町村がごみを分別収集して再資源化できるものを専門の業者に委託しリサイクルを実施している。容り法はもともと施行から10年で見直すことが決まっており、中央環境審議会(環境省の諮問機関)と産業構造審議会(経産省の諮問機関)などが施行後の実情をもとに見直すべき範囲を検討してきた。17年6月までの審議で、各企業が容り協会だけでなく自治体にも分別費用を支払うこと、プラスチックごみの1割を占めるレジ袋を有料化することなど新たな方針を決め、注目を集めている。法改正が実現すれば、負担額の副次的効果として企業が包装を簡略化したり、消費者がレジ袋の使用を控えることなどでリサイクルすべきごみの総量も減らせると期待している。

16年度に実施した当該政策について職員及びコストの削減に取り組んだ結果、総事業費・職員数は着実にその削減効果をあげてきた。今後は、以上のような環境問題に対する今日的課題への対応にあわせた区民への情報提供を行い、適切な将来予測のもとに政策を進めていく必要がある。